

吸収合併に係る事後備置書類

(会社法第 801 条第 1 項及び同法施行規則第 200 条に定める書面)

2025 年 10 月 1 日

MRK ホールディングス株式会社

2025 年 10 月 1 日

吸収合併に係る事後備置事項

大阪市北区大淀中一丁目 1 番 30 号

MRK ホールディングス株式会社

代表取締役 塩田 徹

MRK ホールディングス株式会社（以下「当社」といいます）は、2025 年 5 月 22 日付で MISEL 株式会社（以下「MISEL」といいます）との間で締結した吸収合併契約に基づき、2025 年 10 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、MISEL を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます）を行いました。

本合併に関する会社法第 801 条第 1 項及び同法施行規則第 200 条に定める事項は、下記のとおりです。

記

1. 本合併が効力を生じた日

2025 年 10 月 1 日

2. 吸収合併消滅会社における手続きの経過

(1) 会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続きの経過

MISEL は当社の完全子会社であったため、差止請求について該当はありません。

(2) 会社法第 785 条の規定による手続きの経過

MISEL は当社の完全子会社であったため、反対株主の買取請求について該当はありません。

(3) 会社法第 787 条の規定による手続きの経過

MISEL は、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続きの経過

MISEL は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2025 年 8 月 29 日付の官報及び同日付の千葉日報にて、本合併に関する公告を掲載しましたが、異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における手続きの経過

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続きの経過

当社に対して、会社法第 796 条の 2 の規定に基づく差止請求を行った株主はありま

せんでした。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続きの経過

当社は、会社法第 797 条第 3 項及び第 4 項ならびに社債、株式等の振替に関する法律第 161 条第 2 項の規定に基づき、2025 年 8 月 29 日付の電子公告にて、本合併に関する公告を行いましたが、反対株主からの株式買取請求はありませんでした。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続きの経過

当社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に従い、2025 年 8 月 29 日付の官報及び同日付の電子公告にて本合併に関する公告を行いましたが、異議申述期限までに異議を申述した債権者はいませんでした。

4. 本合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本合併の効力発生日である 2025 年 10 月 1 日をもって、MISEL からその資産、負債その他の権利義務の一切を承継しました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項

別紙のとおりです。

6. 会社法第 921 条の変更を登記した日

本合併の効力発生日である 2025 年 10 月 1 日から 2 週間以内に行う予定です。

7. その他本合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

吸収合併に係る事前備置書類

(会社法第 782 条第 1 項及び同法施行規則第 182 条に定める書面)

2025 年 6 月 5 日

MISEL 株式会社

2025 年 6 月 5 日

吸収合併に係る事前備置事項

大阪市北区大淀中一丁目 1 番 30 号

MISEL 株式会社

代表取締役 中 研 悟

当社は、2025 年 5 月 22 日付で MRK ホールディングス株式会社（以下「MRK」といいます）との間で吸収合併契約を締結し、MRK を存続会社、当社を併消滅会社として行われる吸収合併（以下「本合併」といいます）を行うことといたしました。

よって、会社法第 782 条第 1 項及び同法施行規則第 182 条の定めに従い、下記のとおり吸収合併契約の内容その他法務省令で定める事項を記載した書面を備え置くことといたします。

記

1. 吸収合併契約の内容

本合併に係る吸収合併契約の内容は、別紙をご参照ください。

2. 合併対価の相当性に関する事項並びに合併対価について参考となるべき事項

MRK は、当社の発行済株式の全部を保有しているため、本合併により株式その他の対価の交付は行いません。

3. 新株予約権の定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

4. MRK の最終事業年度に係る計算書類等の内容

MRK は、有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。

なお、最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

5. MRK の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

6. 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象

① **MRK**

該当事項はありません。

② 当社

該当事項はありません。

7. 債務の履行の見込みに関する事項

本合併の効力発生日後の **MRK** の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併の効力発生日以後の **MRK** の収益状況及びキャッシュフローの状況について、**MRK** による債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は、現在のところ予測されておられません。

したがって、本合併の効力発生日後における **MRK** の債務の履行の見込みがあるものと判断しております。

以上



(別紙)

吸収合併契約書

MRKホールディングス株式会社（以下、「甲」という。）及びM I S E L株式会社（以下、「乙」という。）とは、甲を存続会社とし乙を消滅会社とする吸収合併に関し、次のとおり契約を締結する。

（合併の方式）

第1条 甲及び乙は合併して、甲は存続し、乙は解散するものとする。

2 甲及び乙の商号及び住所は次のとおりである。

甲（吸収合併存続会社）

商号 MRKホールディングス株式会社

住所 大阪市北区大淀中一丁目1番30号

乙（吸収合併消滅会社）

商号 M I S E L株式会社

住所 大阪市北区大淀中一丁目1番30号

3 甲及び乙の合併は、婚礼・宴会分割準備株式会社（本店 大阪市北区大淀中一丁目1番30号、2025年6月2日設立予定、婚礼・宴会関連事業）及び美容分割準備株式会社（本店 大阪市北区大淀中一丁目1番30号、2025年6月2日設立予定、美容関連事業）を吸収分割承継会社、乙をそれぞれの吸収分割会社とする吸収分割（2025年10月1日効力発生予定）の効力発生を条件として行う。

（効力発生日）

第2条 合併の効力発生日（以下、「効力発生日」という。）は、2025年10月1日とする。

ただし、合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

（株式等の割当て）

第3条 甲は、乙の全株式を所有しており、合併に際して株式の割当てその他一切の対価の交付を行わないものとする。

（資本金及び準備金の額）

第4条 甲は、合併によりその資本金の額及び準備金の額を増加しないものとする。

（権利義務の承継）

第5条 乙は、2025年3月31日現在の貸借対照表、その他同日現在の計算書類を基礎とし、これに効力発生日までの増減を加除した一切の資産、負債その他の権利義務の全部を効力発生日において甲に引き継ぐ。

（善管注意義務）

第6条 甲及び乙は、本契約締結の日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意義務をもって業務の執行及び財産の管理運営を行うものとし、その財産及び権利義務

に重要な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議の上、これを行う。

(従業員の引継ぎ)

第7条 甲は、効力発生日をもって、乙の従業員全員を甲の従業員として引き継ぐものとし、甲及び乙の従業員の労働条件の相違については、必要に応じて調整する。

(合併条件の変更等)

第8条 本契約締結の日から効力発生日に至る間において、天災地変その他の事由により、甲及び乙の資産もしくは経営状態に重大な変動を生じたときは、甲乙協議の上、合併条件を変更し又は本契約を解除することができる。

(合併契約の効力)

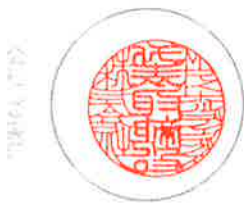
第9条 本契約は、甲及び乙の適法な機関決定による承認を得られなかったとき、また、本契約第1条3項の条件が整わない場合には、その効力を失う。

(規定外条項)

第10条 本契約に定めるもののほか、合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い甲乙協議の上、これを決定する。

以上、本契約の成立を証するため、本書1通を作成し、甲乙記名押印の上、甲が原本を保有し、乙はその写しを保有する。

2025年5月22日



(甲) 大阪市北区大淀中一丁目1番30号
MRKホールディングス株式会社
代表取締役 塩田 徹



(乙) 大阪市北区大淀中一丁目1番30号
MISEL株式会社
代表取締役 中 研悟

